

半田市週休2日工事実施要領（土木工事編）

（目的）

第1条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けて、半田市が取り組む土木工事の週休2日工事について、必要な事項を定め、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

（1） 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

（2） 工事完了日

完了届提出日

（3） 土木工事

第4号から第8号に示す工事以外の工事

（4） 港湾・漁港工事

愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事

（5） 空港土木工事

空港請負工事積算基準（国土交通省航空局）を適用する工事

（6） 農地工事

土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事

（7） 林務工事

森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事

（8） 建築工事

公共建築工事費積算基準を適用する工事

（対象工事）

第3条 半田市が発注する工事で、単価適用日が令和7年12月1日以降の工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

（1） 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）

（2） 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

（3） 緊急の応急復旧工事

（4） その他発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

（5） 港湾・漁港工事、空港土木工事、農地工事、林務工事、建築工事

（形式）

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)及び(参考2)によることとする。

(1) 月単位の週休2日(参考1)

月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数／対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(2) 通期の週休2日(参考2)

週休2日とは、対象期間(第5条)内において現場閉所率(現場閉所日数／対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)
- (2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間)

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、以下の補正係数に変更する。

補正係数表

現場閉所状況の適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)※	月単位の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.02	1.00
共通仮設費率	1.01	1.00

現場管理費率	1.02	1.00
--------	------	------

※当初設計時適用補正係数

- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。
- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による。
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による。
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による。

(取組内容)

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
 - ア 本要領の対象工事であるか否か
 - イ 対象工事の場合で、第5条第7号に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (5) 受注者は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- (6) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力するものとする。
- (7) 対象工事の受注者は、通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。
- (2) 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

(取組証の発行)

第9条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」(様式1)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。

(参考1) 月単位の週休2日工事

対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率28.5%以上取得した場合、達成とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。[\(※1\)](#)

月	火	水	木	金	土	日
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日	振替閉所	●月12日	●月13日	●月14日 閉所	●月15日 閉所
●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日 休日	●月22日 休日
夏季休暇						
●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日 閉所	●月29日 閉所
●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日 閉所	○月6日 閉所
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日 閉所	○月13日 閉所
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日 閉所	○月20日 閉所
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日 閉所	○月27日 閉所
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日 閉所	△月4日 閉所

施工完了日

⇒評価対象外

1月目 (●月9日～●月30日)
→現場閉所日/6日 対象期間 19日 = 31.5% ≥ 28.5%
4週8休 (28.5%以上) 現場閉所 → 達成

非対象期間としてカウント

2月目 (○月1日～○月30日)
→現場閉所日 8日/対象期間 30日 = 26.6% ≤ 28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は8日=現場閉所日 8日 → 達成
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

3月目 (△月1日～△月2日)
→現場閉所日 0日/対象期間 2日 = 0% ≤ 28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は0日=現場閉所日 0日 → 達成
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日=達成
(すべての月で達成しているため)

(参考2) 通期の週休2日工事

							現場閉所率				
日	月	火	水	木	金	土	日数	現場閉所日数	備考		
準備期間←			対象期間 開始日 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	閉所	4	1			
閉所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	振替閉所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	7	2			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	閉所	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。		
閉所	<input type="checkbox"/>	祝日 閉所	<input type="checkbox"/>	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	閉所	7	1			
閉所	<input type="checkbox"/>	振替閉所	<input type="checkbox"/>	祝日 閉所	<input type="checkbox"/>	閉所	7	4			
閉所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	雨天閉所	<input type="checkbox"/>	7	2	雨天による振替閉所は現場閉所と認める。		
閉所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	1			
閉所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	閉所	7	2			
閉所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象期間 終了日 <input type="checkbox"/>	→後片付け期間		5	1			
現場閉所率							56	17	現場閉所率=30.3%※1 (17日/56日)		
現場閉所率=30.3% ≒ 28.5% 通期の週休2日達成											

※1 小数第2位切り捨て

週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定

別紙1

名称	区分	補正係数
		月単位の週休2日
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付杵工		1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01
道路植栽工		1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルービング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

週休2日工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

別紙2

名称	区分	補正係数
		月単位の週休2日
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮説防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02
フレア溶接工		1.02
H型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

下水道用設計標準歩掛における市場単価

別紙3

名称	規格・仕様	補正係数
		月単位の週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01
砂基礎工	人力施工	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02
組立マンホール設置工		1.01
小型マンホール工		1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00
取付管及びます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01

様式1（第9条関係）

年 月 日

週休2日工事取組証

名 称

代表者（契約の相手方）様

工 事 名			
路 線 等 の 名 称			
工 事 場 所			
契約締結年月日	年 月 日		
最 終 契 約 金 額 ※1	金		円
工 期	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
完 了 年 月 日		年	月 日
引 渡 し 年 月 日 ※2		年	月 日
本 工 事 の 業 種 ※3			
週休2日の形式	月単位の週休2日工事		

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 検査結果通知書に記載の検査年月日を記載

※3（例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載

（例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

半田市長

印